平成２４年（フ）第１８３号
神奈川県横須賀市野比１丁目８番１号　第２村上ハイツ201
債務者　森下美和子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１５３７号
愛知県半田市住吉町４丁目３番地の５
債務者　柿田真由美
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２８号
山口県防府市大字高井711番地の１　県住Ｋ棟302号
債務者　鈴木美智子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１４４０号
東京都大田区仲池上２丁目26―５―205
債務者　西山　　操
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４７１号
神奈川県横須賀市追浜東町１丁目28―１―406
債務者　白石　伸子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４７２号
東京都あきる野市草花2121―２
債務者　中嶋　幸代
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４７３号
埼玉県比企郡川島町大字伊草119―９
債務者　坂井　　徹
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４７４号
千葉県佐倉市上座707―94
債務者　山本　裕美
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４７５号
東京都港区芝５丁目18―２―409
債務者　菅井　純一
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４８７号
東京都大田区西六郷１丁目８―14―103
債務者　石渡　幸枝
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４８９号
東京都練馬区大泉学園町３丁目４―51―102
債務者　小川　美幸（旧姓西灘）
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４９３号
神奈川県海老名市大谷北３丁目30―23―108
債務者　櫻井裕一郎（旧姓森）
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４９５号
東京都練馬区大泉学園町２丁目30―11　信和荘202
債務者　加藤　信哉
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５１９号
神奈川県厚木市愛甲470―８―205
債務者　手塚　浩美（旧姓是永）
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５２０号
千葉県千葉市美浜区高浜３丁目５番20棟304号
債務者　五十嵐由美
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５３１号
東京都墨田区東向島５丁目13―15―204
債務者　原　　泰子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部